

様式第三号

法人名 社会医療法人 凌雲会
 所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 6 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 1,941,481 千円
 2. 負 債 額 1,935,223 千円
 3. 純 資 産 額 6,258 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	652,133
B 固 定 資 産	1,289,348
C 資 産 合 計 (A+B)	1,941,481
D 負 債 合 計	1,935,223
E 純 資 産 (C-D)	6,258

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 凌雲会
所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	652,133	I 流動負債	737,191
現金及び預金	254,413	買掛金	3,536
事業未収金	333,066	短期借入金	515,288
有価証券	—	未払金	68,221
たな卸資産	14,400	未払費用	100,318
前渡金	296	未払法人税等	130
前払費用	5,289	未払消費税等	—
短期貸付金	31,888	前受金	6,102
その他の流動資産	12,781	預り金	941
II 固定資産	1,289,348	前受収益	—
1 有形固定資産	1,152,342	賞与引当金	31,638
建物	942,074	リース債務	11,017
構築物	28,720	II 固定負債	1,198,032
医療用器械備品	4,355	医療機関債	—
その他の器械備品	27,814	長期借入金	1,179,493
車両及び船舶	772	リース債務	18,539
土地	119,149	負債合計	1,935,223
建設仮勘定	—	純資産の部	
リース資産	29,458	科目	金額
2 無形固定資産	16,245	I 積立金	6,258
借地権	6,273	繰越利益積立金	6,258
ソフトウェア	9,385	II 評価・換算差額等	—
その他の無形固定資産	587	その他有価証券評価差額金	—
3 その他の資産	120,761	繰延ヘッジ損益	—
有価証券	2,550	純資産合計	6,258
長期貸付金	—	負債・純資産合計	1,941,481
保有医療機関債	—		
その他長期貸付金	—		
役員等長期貸付金	—		
その他の固定資産	118,211		
資産合計	1,941,481		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 凌雲会
所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,773,568
2 事業費用		
(1)事業費	1,770,848	
(2)本部費	-	1,770,848
本来業務事業利益		2,720
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		500,445
2 事業費用		655,497
附帯業務事業損失		△ 155,052
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		-
2 事業費用		-
収益業務事業利益		-
事業損失		△ 152,332
II 事業外収益		
受取利息	2	
その他の事業外収益	147,950	147,952
III 事業外費用		
支払利息	11,541	
その他の事業外費用	591	12,132
経常損失		△ 16,512
IV 特別利益	-	
V 特別損失		
固定資産除却損	936	
その他の特別損失	-	936
税引前当期純損失		△ 17,448
法人税・住民税及び事業税		130
当期純損失		△ 17,578

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。